

三友堂介護医療院運営規程

第 1 条（事業の目的）

一般財団法人三友堂病院が運営する三友堂介護医療院（以下「施設」という。）において実施する介護医療院の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、介護医療院の円滑な運営管理を図るとともに、入所者の意思及び人格を尊重し、入所者の立場に立った適切な介護医療院サービスを提供することを目的とする。

第 2 条（運営の方針）

施設は、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。

- 2 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立った介護医療院サービスの提供に努めるものとする。
- 3 施設は、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況等に応じて妥当適切に療養を行うものとする。
- 4 施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、入所者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 5 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 施設は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 前 6 項のほか、「山形県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則」（平成 30 年 3 月山形県規則第 12 号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

第 3 条（施設の名称及び所在地）

施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 三友堂介護医療院
- (2) 所在地 〒992-0057 山形県米沢市成島町 3 丁目 2 番 90 号

第 4 条（職員の職種、員数及び職務内容）

施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者（医師と兼務）1 人

施設の職員の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 医師 1人以上

入所者の健康管理、療養上の指導並びに病状に応じて妥当適切な診療を行う。

(3) 薬剤師 1人以上

医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、入所者に対し服薬指導を行う。

(4) 看護職員 12人以上

医師の指示に基づき入所者の病状及び心身の状況に応じ看護の提供を行う。

(5) 介護職員 15人以上

入所者の病状及び心身の状況に応じ介護の提供を行う。

(6) 理学療法士 2人以上、作業療法士 1人以上、言語聴覚士 1人以上

医師等その他の職種と共同し、リハビリテーション実施計画を作成するとともに、効果的な機能訓練を行えるよう指導を行う。

(7) 管理栄養士 1人以上

必要な栄養管理や栄養食事相談等を行う。

(8) 介護支援専門員 1人以上

入所者の施設サービス計画の作成に関する業務を行う。

2 前項に定めるもののほか、医療院の運営上、必要な職員を置くものとする。

第5条（入所定員）

施設の入所者の定員は、Ⅱ型療養病床定員60名とする。

第6条（介護医療院サービスの内容）

介護医療院サービスの内容は、入所者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される介護医療院サービス計画に基づいて、入所者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護・機能訓練並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理とし、介護医療院サービスの提供に当たっては次の点に留意するものとする。

- (1) 介護医療院サービスの提供に当たっては、入所者の要介護状態の軽減又は悪化防止に資するよう、入所者の心身の状況等を踏まえて、入所者の療養を妥当適切に行うものとする。
- (2) 介護医療院サービスの提供に当たっては、介護医療院サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものにならないよう配慮して行うものとする。
- (3) 介護医療院サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、職員は入所者及びその家族に対して、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明しなければならない。
- (4) 介護医療院サービスの提供に当たっては、介護医療院は、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急かつやむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- (5) 施設は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

第7条（利用料等）

介護医療院サービスを提供した場合の利用料は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各入所者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年2月10日厚生労働省告示第21号）によるものとする。

- 2 施設は前項の利用料の他、居住費、食費、その他通常必要となる日常生活上の便宜に係る費用で、その入所者に負担させることが適当と認められる費用の支払いを受ける事ができるものとする。費用及び金額は重要事項説明書に記載の通りとする。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、入所者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 4 費用を変更する場合には、あらかじめ、入所者又はその家族に対して事前に文書により説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

第8条（施設利用に当たっての留意事項）

介護医療院サービスの提供を受ける際に入所者及びその家族が留意すべき事項は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 施設サービス計画に基づいた医師及び看護職員の指示並びに介護職員、理学療法士及び作業療法士の指導に従い、介護医療院サービスの効果が十分得られるように務めること。
- (2) 施設内での秩序維持に努め、口論、暴行又は中傷その他の他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 施設の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱要項に従い、当該設備等を破損することのないよう留意するとともに安全性の確保に努めること。
- (4) 火気の取扱いに注意すること。
- (5) 施設の安全衛生を害する行為をしないこと。
- (6) 外出及び外泊を希望する場合は、所定の手続きにより管理者に届け出ること。

第9条（要介護認定に係る援助）

施設は、介護医療院サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

- 2 施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行うものとする。
- 3 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行うものとする。

第 10 条（入退所に当たっての留意事項）

施設は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を講ずる。

- 2 施設は、その病状及び心身の状況並びにその置かれている環境に照らし、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者に対し、介護医療院サービスを提供するものとする。
- 3 施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めるものとする。
- 4 施設は、入所者の病状、心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、第 4 条に定める職員の間で協議の上、定期的に検討し、その内容等を記録するものとする。
- 5 施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。

第 11 条（衛生管理等）

施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療機器の管理を適正に行うものとする。

- 2 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

第 12 条（事故発生の防止及び発生時の対応）

施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備する
- (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）

る。)及び職員に対する研修を定期的に行う。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 施設は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村、入所者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 4 施設は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

第 13 条（協力病院等）

施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めるものとする。

- 2 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

第 14 条（非常災害対策）

施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

第 15 条（苦情処理等）

施設は、介護医療院サービスの提供に係る入所者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 施設は、提供した介護医療院サービスの提供に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村等から文書の提出を求められた場合は、速やかに協力をし、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 3 施設は、提供した介護医療院サービスに係る入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第 16 条（個人情報の保護）

施設は、入所者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 施設が得た入所者又は家族の個人情報については、施設での介護医療院サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入所者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

第 17 条（虐待防止に関する事項）

施設は入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 施設は、介護医療院サービス提供中に、当該施設職員による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第 18 条（身体拘束）

施設は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

第 19 条（地域との連携）

施設は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

- 2 施設は、その運営にあたっては、提供した介護医療院サービスに関する入所者又はその家族からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

第 20 条（業務継続計画の策定等）

施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 21 条（その他運営に関する留意事項）

施設は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、職員の質向上を図るために研修の機会を次のとおり設け、適正かつ効率的に介護医療院サービスを提供できるよう、職員の勤務体制を整備するものとする。

（1）採用時研修 採用時 1 ヶ月以内に実施

（2）継続研修 年 3 回以上

- 2 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、入所者との契約終了後も同様とする。
- 3 前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
- 4 施設は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 施設は、介護医療院サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。
- 6 施設における医師の宿直は行わないものとする。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は一般財団法人三友堂病院と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（附則）

この規程は、2024 年（令和 6 年）2 月 1 日より施行する。